

インフルエンザの流行注意報発令！

～都内のインフルエンザ発生状況～

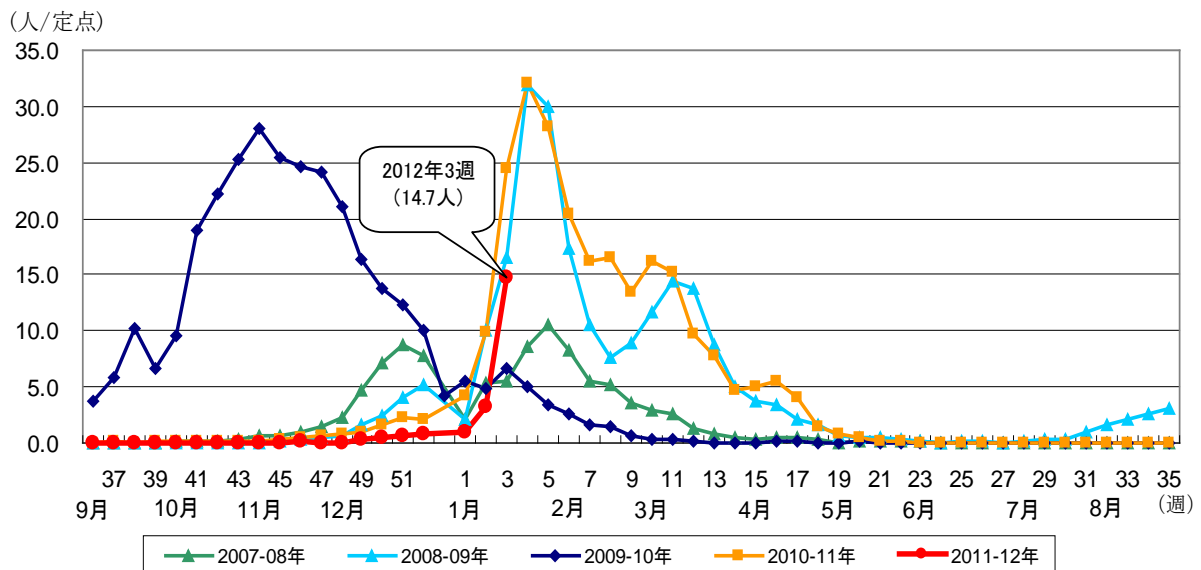
都内 419 インフルエンザ定点医療機関からの第3週（1月16日から1月22日）の患者報告数が1医療機関あたり14.7人になり、流行注意報基準*に達しました。感染予防に十分に注意してください。

※流行注意報基準：10人/定点を超えた保健所の管内人口の合計が、東京都全体の30%を超えた場合。

<発生状況>

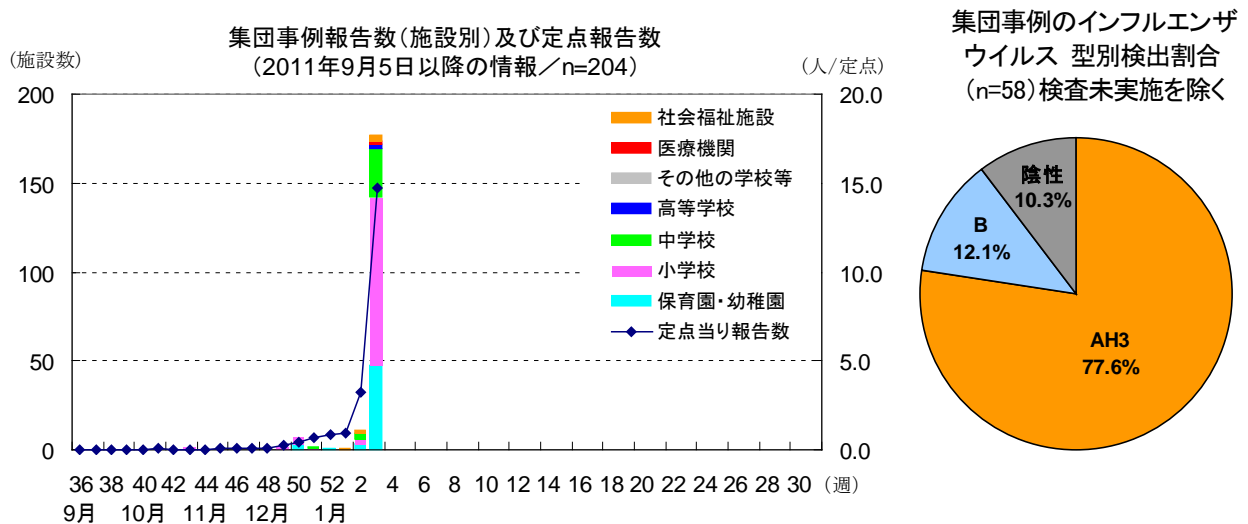
- インフルエンザの保健所別患者報告数が10人/定点を超えたのは31保健所中21保健所で、管内人口の合計は東京都全体の78.8%になります。
- 都内では、現在AH3（A香港型）が多く検出されています。

都内におけるインフルエンザ患者報告数(2012年第3週までの過去5シーズン)



上記データは、都内 419 インフルエンザ定点医療機関から報告された患者数を報告機関数で割ったものである
2011-12年シーズンは、2011年第36週から2012年第35週まで

1. インフルエンザ様疾患による集団感染事例の報告数及びウイルス型別検出割合



都内学校等におけるインフルエンザ様疾患による臨時休業報告

	保育園	幼稚園	小学校	中学校	高等学校	その他
第3週 (1/16~1/22)	0	18	93	27	3	0
2011-2012シーズン累計 2011年9月5日~	0	20	106	31	3	0
2010-2011シーズン累計 2010年9月~2011年8月末	4	226	1,894	203	25	5

2. インフルエンザウイルス検出状況 (感染症発生動向調査事業)

インフルエンザ病原体定点医療機関(都内 41 か所)から東京都健康安全研究センターに搬入された検体についてウイルス検査を実施した結果です。

亜型検出件数	インフルエンザウイルス			
	AH1pdm09* (A型)	AH1 (Aソ連型)	AH3 (A香港型)	B
第2週 (1/9~1/15)	0	0	8	2
2011-2012シーズン累計	1	0	31	4
2010-2011シーズン累計	192	0	189	113

*AH1pdm09 : 2009年に新型インフルエンザと呼ばれて流行したウイルス。

平成23年4月1日から季節性インフルエンザとして位置づけられた。

※最新の情報については、東京都感染症情報センターのウェブサイトをご覧ください。

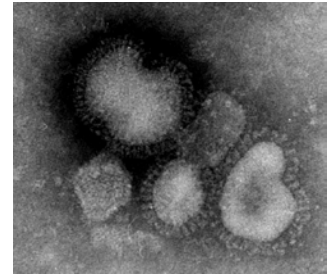
<http://idsc.tokyo-eiken.go.jp/>

(インフルエンザは、「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」において、指定医療機関(定点)からの報告を要する五類感染症に指定されています。)

❖インフルエンザの予防対策について❖

個人でできる予防対策

- こまめな手洗いを心がけましょう。
- 室内の適度な加湿（概ね相対湿度40%以上）・換気を行きましょう。
- 規則正しい生活を送り、休養を十分に取しましょう。
- バランスのとれた食事と適切な水分の補給に気をつけましょう。
- 必要な時以外は人混みを避けましょう。
- ワクチン接種について、かかりつけ医等と相談しましょう。
- 自分の体調の変化に気を配りましょう。特に、高齢者の方、基礎疾患を有する方などは、体調不良（発熱など）時にスムーズに連絡・相談ができるよう、かかりつけ医等と事前に相談しておきましょう。



インフルエンザウイルス
(電子顕微鏡写真)

咳エチケットによる感染拡大防止

- せき・くしゃみの症状がある時はマスクをしましょう。
- せき・くしゃみをする時は口と鼻をティッシュでおおきましょう。
- せき・くしゃみをする時は周りの人から顔をそらしましょう。

社会福祉施設等における対策

(1) 日常管理

- 利用者の健康状態を定期的にチェックしましょう。また、感染症が発生した場合に備えて、事前に施設内の連絡体制、医療機関等の連絡先等を決めておきましょう。これらは文書として確認しておくことが望まれます。
- 集団内でのインフルエンザのまん延を防止するため、インフルエンザワクチンの接種について、かかりつけ医等と相談しましょう。なお、高齢者等では予防接種法に基づく接種が可能です。
- 室温、湿度等環境管理に留意しましょう。

(2) 患者発生時

- 利用者の健康状態をきめ細かく把握しましょう。訴えが少ない者については、毎日の検温等により健康状態をよく把握しましょう。
- 利用者・職員に、手洗いや手指の消毒の励行を呼びかけましょう。手洗い、手指の消毒は、看護、介護等の前後、鼻をかんだ後等には必ず行ないましょう。
- インフルエンザの疑いがある場合には、早めに受診することが重要です。特に妊婦や呼吸器疾患、心疾患、糖尿病、腎不全等の慢性疾患を有する人等が罹患した場合には、重篤化する場合があるので、注意深い観察が必要です。また、感染拡大防止のための対応（食堂、作業療法室の一時的な使用停止や、症状のある人とない人の居室の分離等）を、可能な範囲で早期に講じましょう。